

消防局 マネジメント方針

消防局では市長との政策協議のもと、次のとおり基本方針・組織目標・行動目標を定め
ました。この方針に基づき目標の達成に向け着実に取り組みます。

平成 30 年 4 月 1 日

消防局長 土 田 将 一

【基本方針】

市民一人ひとりが「安全」と「安心」を実感しながら生活できるよう、消防団や市民と
協働しながら「災害に強い、安全・安心なまちづくり」を進めます。

【組織目標】

- ・ 火災から人命と財産を守るため、防火安全対策の推進に努めます
- ・ 地域の防災力を強化するため、消防団の充実強化、自主防災組織の育成指導及び市民
への防火・防災意識の普及啓発に努めます
- ・ 助かる命を助けるため、「救急知識」の普及に努めます
- ・ 災害現場での対応力を向上させるため、高度な知識や技術を持つ人材の育成や職員の
資質向上を図ります
- ・ 消防体制の強化と消防施設の充実を図ります

【行動目標】

・火災から人命と財産を守るため、防火安全対策の推進に努めます

1 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止及び住宅火災による死傷者の減少を目指し、住宅防火対策を推進します。

特に、出火危険の排除、防火意識の高揚及び全国上位の設置率(1)である住宅用火災警報器の普及と維持管理等を図るため、一般住宅に対する防火診断、一人暮らし高齢者宅への防火訪問、自治会等を対象とした防火教室や女性防火クラブに対する研修会を実施します。

これらの住宅防火対策を推進することにより、出火率(2)の更なる低減を図ります。

消防職員と消防団員による住宅防火診断の実施

(住宅用火災警報器及び消火器の設置又は維持管理の指導を含む)

: 10,843 戸(29年度) 10,900 戸(30年度)

消防職員と女性防火クラブ員による一人暮らし高齢者宅への防火訪問の実施

: 414 戸(29年度) 420 戸(30年度)

自治会等を対象とした防火教室の開催

: 292 回(29年度) 300 回(30年度)

女性防火クラブを対象とした住宅用火災機器等を普及するための研修会の開催

: 42 回(29年度) 44 回(30年度)

消防職員と消防団員による警火広報の実施

: 4 回(4月・11月・12月・3月)

1 平成 29 年住宅用火災警報器の設置率

全国平均 81.7% 福井市 98.5% (県庁所在地消防本部中 第 1 位)

出典:平成 29 年度 住宅用火災警報器の設置率等の調査(総務省消防庁)

2 平成 29 年出火率(人口 1 万人当たりの出火件数)

全国平均 3.1 福井市 1.9 (県庁所在地消防本部中 第 7 位)

2 防火査察による火災危険の排除

建物や危険物施設等において、利用実態や火災等の危険性を踏まえた防火査察を実施し、違反事項及び危険箇所の早期是正を図ります。

法令改正により、新たに消火器具の設置が義務付けられる飲食店(1)に対する査察の実施

: 700 件

「福井しあわせ元気」国体等の関係者及び来訪者が利用する建築物(2)の査察の実施

: 113 件

危険物施設(3)の査察の実施 : 1,098 件(全施設)

- 1 新たに消火器具の設置が義務付けられる飲食店
新潟県糸魚川市大規模火災を受け、改正された消防法施行令により、今後新たに消火器具の設置が必要となる延べ面積 150 m²未満の小規模飲食店（施行日：平成 31 年 10 月 1 日）
- 2 「福井しあわせ元気」国体等の関係者及び来訪者が利用する建築物
国体等の競技施設及び練習施設、宿泊施設、駅、観光関係施設
- 3 危険物施設
石油類など、消防法に定める引火性又は発火性のある固体や液体の製造所、貯蔵所及び取扱所

3 事業体等における自衛消防組織の育成強化

事業体に対する初期消火や避難訓練等の指導を行い、防火管理に対する意識の高揚と自衛消防組織の育成を図ります。

具体的には、防火管理者等の育成指導を図るための防火防災研修会を開催するほか、高齢者や要介護者が入所する施設の自衛消防隊と連携した消防訓練等を行います。

また、有床診療所(1)において、火災発生時に入院患者の安全確保が図られるよう、夜間、休日等を想定した訓練指導を行い、自衛消防組織の育成強化に努めます。

事業体に対する消火・避難訓練指導等の実施

： 1,342 回 参加者数 74,370 人（29 年度） 1,355 回 参加者数 74,600 人（30 年度）

防火防災研修会の開催

： 18 回 参加者数 881 人（29 年度） 20 回 参加者数 1,000 人（30 年度）

小規模社会福祉施設(2)との連携訓練の実施

： 107 件（全施設）

有床診療所におけるマニュアル訓練(3)の実施

： 38 件（全施設）

- 1 有床診療所
入院治療のできる診療所で、19 床以下の病床を持つ小規模入院医療施設
- 2 小規模社会福祉施設
延べ面積 1,000 m²未満の老人福祉施設及び障害者支援施設
- 3 マニュアル訓練
職員が減少する夜間や休日等の火災を想定して、建築構造や内装、消防防災設備等を考慮した避難の限界時間を設定し、その時間内に自衛消防隊員が所要の対応（火災の発見、通報、初期消火、避難誘導の一連の行動）を検証することにより、防火管理体制の指導、育成強化を図る訓練

地域の防災力を強化するため、消防団の充実強化、自主防災組織の育成指導及び市民への防火・防災意識の普及啓発に努めます

4 消防団の充実強化

地域防災力の向上を図るため、消防団員を計画的に増員するとともに、市民に対し応急手当等を指導する女性消防団員の活動を推進します。また、消防団員の水防技術習得を目的として水防訓練を行うほか、消防団と自主防災組織・女性防火クラブ等との連携強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

消防団員の充足率（ 1 ）	:	97.0%
女性消防団員による応急手当指導	:	60 回
水防訓練（ 2 ）の実施	:	4 回
防災資機材を活用した消防団と自主防災組織・女性防火クラブ等との連携訓練等の実施	:	60 回

1 消防団員の充足率（年度末実員数/消防団の条例定数）

平成 29 年度実績：96.1%（1,014 人/1,055 人）

平成 30 年度目標：97.0%（1,024 人/1,055 人）

2 水防訓練

消防団員に基礎的な水防工法の知識や技術の習得を目的とした訓練

（水防演習：各消防署及び消防団、他機関（国・県）を含め大々的に行う訓練）

5 自主防災組織の育成指導及び市民への防火・防災意識の普及啓発

「自分たちのまちは、自分たちで守る」との精神のもと、自主防災組織の育成指導及び市民に対する防火・防災意識の普及啓発を推進します。

また、消防団との連携訓練を図ります。

福井市総合防災訓練の実施（沿岸地区は津波対策訓練を含む）	
: 参加者数	51,872 人（29 年度） 53,300 人（30 年度）
自主防災組織等の初期消火・避難訓練等の指導	
: 420 回	31,662 人（29 年度） 425 回 31,880 人（30 年度）
自主防災組織の女性を対象とした研修会の開催	
:	28 回（29 年度） 32 回（30 年度）
防災センター入館者数	
: 入館者数	18,002 人（29 年度） 19,500 人（30 年度）
保育園児等を対象とした防火・防災普及啓発事業（ ）	: 4 回

防火・防災普及啓発事業

会場：防災センター多目的ホール

内容：市内の保育園児等を対象として、4署ごとに開催する。消防音楽隊の演奏で園児の興味を引き、防火・防災指導を行うことで、幼児に対する防火意識の高揚を図る。

・助かる命を助けるため、「救急知識」の普及に努めます

6 応急手当法の普及・啓発

助かる命を助けるために、AEDの取扱方法を含めた救命処置、応急手当の方法、BLS()などの救急知識の普及に努めます。

救命講習会（普通・上級）の受講者数（累計）	：	95,602人（29年度）	102,050人（30年度）
守ろう命の講座の受講者数	：	2,157人（中学2年生）	
応急手当講習会（BLS含む）の受講者数	：	9,828人（29年度）	10,100人（30年度）
小児（就学前）救命講習会の受講者数（母親等対象）	：	1,191人（29年度）	1,250人（30年度）

BLS（Basic Life Support：一次救命処置）

心臓や呼吸が停止した人を助けるために、心肺蘇生（人工呼吸、心臓マッサージ）や、AEDを使用した処置

7 正しい119番通報の普及

119番は、市民の生命と財産を守るための緊急回線であることから、「正しい119番通報」及び「救急車の適正利用」の普及広報を図ります。

また、平成30年度に導入した緊急通報システムNet 119（1）について、音声通報が困難な聴覚障がい者等への周知を図るとともに、関係団体に出向き説明を行い、サービスの周知に努めます。

さらに、同時に導入した日本語を話せない外国人向けの多言語通訳サービス（2）について、市内国際交流団体（3）に出向き説明を行い、外国人への周知を図ります。

広報紙（市政広報、公民館だより、社会福祉協議会の機関紙等）への掲載等	：	95回
広報車による巡回広報	：	20回
聴覚障がい者等に対するNet 119の普及広報	：	13回（29年度） 20回（30年度）
市内国際交流団体に対する多言語通訳サービスの普及広報	：	全団体

1 Net 119

電話（音声）による119番通報が困難な方が、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができるシステム

2 多言語通訳サービス

外国人からの 119 番通報時等に、通訳サービスを活用した 3 者間通訳により、円滑な意思疎通を図るサービス（対応言語：英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、イタリア語 他 全 14 言語）

3 市内国際交流団体

市内に活動拠点を置き、外国人との交流を目的とする団体

（ふくい市民国際交流協会、福井県国際交流協会、福井県日韓親善協会 他 全 11 団体）

. 災害現場での対応力を向上させるため、高度な知識や技術を持つ人材の育成や職員の資質向上を図ります

8 高度な知識や技術の習得と職員の資質向上

様々な災害に対処するには、専門的かつ高度な技術や資格を持った人材を育成する必要があるため、訓練や研修を実施することで、消防職員の資質向上を図ります。

また、公務を効率的かつ効果的に行なうために、全ての職員が意欲を持って働き、互いが尊重し合える職場環境づくりに取り組みます。

救急救命士の資格取得者数（累計）：	56 人（29 年度）	60 人（30 年度）
住宅密集地における消防訓練の実施		
：	図上訓練 62 回、現地訓練 8 回（29 年度）	現地訓練 12 回（30 年度）
職員倫理教育及び研修会の実施	： 102 回	

. 消防体制の強化と消防施設の充実を図ります

9 新分署の建設及び消防庁舎の危険・劣化設備の更新

消防体制の強化を図るため、森田分遣所と河合分遣所を統合する分署（以下「B分署」という。）及び鶉分遣所と大安寺分遣所を統合する分署（以下「D分署」という。）の建設準備を進めます。

また、消防庁舎・消防署所等の危険又は劣化設備を更新し、消防施設機能の充実を図ります。

B分署：用地売買契約の締結		
：	敷地造成工事の実施	
：	実施設計の実施	
D分署：基本設計の実施		
：	用地の不動産鑑定の実施	
消防施設危険・劣化設備更新	： 5 力所（29 年度）	6 力所（30 年度）

10 新 非常時における消防水の確保

新潟県糸魚川市大規模火災において、コンクリートミキサー車による防火水槽への消防用水補給の有効性が認められたため、大規模火災発生時における消防水の確保を目的に、ミキサー車を保有する業界団体との応援協定を締結します。

非常時における消防水確保のための応援協定の締結